

## 福島県職員措置請求(住民監査請求)監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

いわき市鹿島町走熊字渡折4番地の3 廣瀬 敏光

#### 2 措置請求書の提出日

福島県職員措置請求書は、令和4年6月3日付けで提出され、同年6月6日に受け付けた。

#### 3 請求の内容

福島県職員措置請求書及びこれに添付された事実を証する書面の内容から、おおむね次のとおりと解した。

##### (1) 請求の要旨

いわき建設事務所は、夏井川災害復旧助成事業における河川改修廃土を、いわき市鹿島町走熊地内（以下「走熊地内」という。）の農地に恒久的な廃土置場として搬入したが、搬入から3か月後に完全撤去の決定をしており、明らかに無駄な工事である。

また、夏井川から走熊地内への河川改修廃土の搬入工事費と同地内からいわき市平下荒川の上荒川公園（以下「上荒川公園」という。）への搬出工事費について、30,000千円も差があるのは不自然である。

このため、次のことを求める。

- ア 走熊地内への搬入工事、及び同地内から撤去のための搬出工事に係る公金支出の差止め。
- イ 上記搬入工事、搬出工事に係る支出を当該工事にかかわったいわき建設事務所元職員及び現職員5名の支払いとすること。
- ウ 上記5名に対する極めて厳しい処分。

## (2) 請求の理由

- ア 砂防事業の建設発生土を搬入する計画としていたものを河川改修廃土に変更したが、地権者に対して土質の相違について説明を行っていない。
- イ 農地に河川改修廃土を2 mの高さに積み上げ、その上に構造物（農業委員会への申出書添付図面に利用目的としてビニールハウス、倉庫の記載がある）の建設を計画しているが、河川改修廃土上への構造物の建設は実現できるものではなく、そのような計画は地権者と農業委員会を欺くことである。
- ウ 河川改修廃土は原則仮置するものであり、どのような経緯で恒久物に決まったのか疑問である。単に置場所がなく困っていたからという理由で原則仮置きを恒久物に出来るのか。裁量権の厳格な管理が必要である。令和4年3月24日付けでこの件の公文書開示請求を行ったが、作成も保有もしていないとの不開示決定であった。他の重要な局面でも文書の作成、保有を否定しており、公共工事として成立していない。
- エ 令和2年11月20日、いわき建設事務所に砂の飛散防止と流出対策について要望をしたが、全く実施していない。いわき建設事務所からは当方の理解が得られなかったので対策を行わなかったとの回答があった。
- オ 令和2年11月下旬、走熊地内の廃土置場に工事業者が無断で追加盛土を行い、12月下旬にいわき建設事務所が認知した。違法な形状であるが、いわき建設事務所は速やかに原状復旧することなく、令和3年2月15日の雨により当方敷地内に土砂が流入し、賠償事案発生となる。令和3年7月、地権者との契約書の開示を求めるも存在しないとした不開示決定であった。令和4年4月5日付けのいわき建設事務所からの回答書では県と地権者との間では農業委員会への農地転用の申出書に係る委任状をもって事業を進めているとのことであった。
- カ 第1回住民説明会において、最後の5分で全撤去を表明し、高額な工事をその場で決定している。事前にどのような検討がなされたのか。
- キ 走熊地内に搬入した河川改修廃土の撤去工事に当り、農林水産省農村振興局からは原状復旧に当っては搬入した土ひと粒残らず搬出すること、元々あった石ころひとつ持ち出してはいけないこと、公費をもって私有地の地盤改良を行ってはならない意であることを聞いていたが、走熊地内からの搬出に当たり、現況地盤の表土を40～50cm深掘りし、他所から土を持ち込む計画でいるといいながら持ち込まれず、現状違法状態で工事が完了している。

- ク 廃土搬出先の上荒川公園では「道路土工盛土工指針」に違反状態で盛土されている。
- ケ 搬入工事費と搬出工事費について、単なる砂の出入りで 30,000 千円も差があるのは不自然である。
- コ これだけ杜撰で大胆な行為の目的、理由は何なのかが不思議である。今までの対応を考えるとこのような対応は常態化しており、対象職員のかかわった工事について過去 10 年位まで検証が必要である。工事業者との金銭授受も疑われる。
- サ いわき建設事務所にはかかわりの当初から不信感があり、また、工事の目的が未だ大きな疑問である。

### (3) 請求書添付の事実証明書

- ア 請求人からいわき建設事務所への質問、いわき建設事務所からの回答等を記した請求人作成資料
- イ 追加盛土、追加盛土崩落現場、上荒川公園内盛土、走熊地内の盛土搬出後の現場等を撮影した写真
- ウ 令和 4 年 6 月 1 日付け公文書不開示決定に対する審査請求書の写し
- エ 「公共事業の施行に伴う廃土処理及び廃土処理に係る農地転用の取扱いについて」(昭和 57 年 7 月 30 日付け 57 構改 B 第 1075 号 農林水産省構造改善局長から都道府県知事あて)(以下「農林水産省通知」という。)
- オ 工事の経緯等を時系列に記した請求人作成資料
- カ いわき建設事務所作成の打合せ簿の写し
- キ 搬出工事について図解した請求人作成資料
- ク 夏井川災害復旧助成事業に伴う建設発生土運搬に関するお知らせの写し
- ケ 令和 3 年 7 月 26 日付け公文書一部開示決定通知書の写しと走熊地区への残土搬入及び搬出に関する農地転用に関わる公文書一式の写し

## 第 2 請求の受理

本件請求は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条に規定する要件を具備していると認め、令和 4 年 6 月 6 日付けでこれを受理した。

### **第3 請求人の証拠の提出及び陳述**

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年7月11日に陳述の機会を設けたところ、請求人から辞退する旨の意思表示がなされた。

請求人から同年6月28日に「行為又は事実の内容」の補充書面の提出と上記記載の事実証明書「ケ」の提出があった。

### **第4 監査の実施**

#### **1 監査対象事項**

いわき建設事務所が発注した夏井川災害復旧助成事業の河道掘削に伴う建設発生土の走熊地内への搬入工事（以下「搬入工事」という。）、及び同地内から上荒川公園への搬出工事（以下「搬出工事」という。）に係る支出について、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるか否かを監査対象事項とした。

#### **2 監査対象機関**

いわき建設事務所

#### **3 監査の実施**

監査は、上記機関を対象として、令和4年6月28日に職員調査、同年7月11日に監査委員による監査をそれぞれ実施した。なお、同年6月15日及び16日には監査委員による現地の確認を行うとともに、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

### **第5 監査の結果**

#### **1 事実関係の確認**

監査対象機関であるいわき建設事務所からの事情聴取、関係書類の調査から次の事項を確認した。

## (1) 災害復旧助成事業の概要

ア 令和元年 10 月 12 日から 13 日にかけて福島県内に接近した令和元年東日本台風は、本県で初となる大雨特別警報が発令され、夏井川流域では時間雨量が 30 mm を超え、観測開始以降、既往最大雨量 (304 mm / 2day) を観測した。その影響により、県が管理する夏井川及びその支川である好間川流域では、9 か所での堤防決壊や越水により、約 1,210ha が浸水、6 名が犠牲となる人的被害のほか、住家被害 4,250 棟にのぼるなど、広範囲にわたり甚大な被害が発生し、同月 29 日には激甚災害に指定された。

早期の安全確保と再度の災害防止のため、県では災害復旧と併せて河川改良を行う「災害復旧助成事業」の申請協議を国と進め、令和 2 年 3 月 23 日に採択され、堤防強化等の県事業と併せて事業を進めている (事業費約 305 億円)。

イ 令和 2 年には、破堤箇所 9 か所 (夏井川 8 か所、好間川 1 か所) の復旧をはじめ、夏井川 10 か所、好間川 4 か所について、狭窄部の立木伐採、河道掘削を実施し、令和 3 年 1 月からは事業工区を夏井川 14 工区、好間川 3 工区に分けて本格的な河道掘削に着手し、令和 5 年度の完了を目標に事業を進めている。

ウ 夏井川・好間川災害復旧助成事業を執行するに当たっては、河道掘削により発生する建設発生土の受入地の確保と河道掘削や護岸整備を行うための地権者 624 名及び相続未了地の法定相続人多数に及ぶ用地買収が大きな課題となっている。特に、建設発生土の受入地の確保については、夏井川、好間川の河道掘削により発生する建設発生土は約 330 万 m<sup>3</sup>、その内令和 4 年 6 月時点で搬出先未定が約 135 万 m<sup>3</sup>となっている。円滑に工事を進めるためには、工程に合わせて適切に建設発生土を処理していく必要があり、いわき建設事務所ではいわき市などと調整をしながら、工事監理と同時並行で、建設発生土の受入地の確保に向け取り組んでいる状況である。

## (2) 走熊地内への建設発生土の搬入について

### ア 経緯

(ア) 令和2年7月頃、いわき建設事務所に、走熊地内の休耕地の所有者の1人であるA氏から、所有地は毎年草刈りだけを行っているが、雨水が排水できず湿地になっているため、付近で施工する砂防事業の建設発生土を搬入してほしいとの申し出があった。

A氏に、砂防事業は工事に先立ち測量調査を行った計画段階であり、工事の着手までは時間がかかること、夏井川の河道掘削工事による建設発生土であれば先に発生すると話したところ河道掘削工事による建設発生土でもよいとのことであったため、当該休耕地を夏井川から発生する建設発生土の恒久的な受入候補地とした。

(イ) 当該休耕地の地権者（以下「地権者」という。）は5名であり、令和2年7月頃にはA氏から隣接地の地権者2名に、同年9月23日頃にはいわき建設事務所の担当職員から他2名の地権者に電話連絡をし、夏井川から発生する建設発生土の受入地とすることの了解を得た。

(ウ) 令和2年9月24日及び25日には、いわき建設事務所の担当職員が地権者5名に直接会い、夏井川・好間川災害復旧助成事業の概要、建設発生土の搬入範囲、搬入経路及び盛土の高さ等を説明し、了承を得た。

(エ) 建設発生土の恒久的な受入地として当該休耕地に建設発生土を搬入するためには、所管するいわき市農業委員会に対し農林水産省通知に基づき、農地転用許可申請に準じた手続きを行う必要があり、いわき建設事務所では、「公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書」（以下「農地転用の申出書」という。）と「申出書作成、提出、補正、承認書の受領」を委任事項とする「委任状」を作成し、令和2年9月25日付けでいわき建設事務所及び地権者が記名押印をした。

(オ) いわき市農業委員会に対しては、令和2年9月28日付けで上記農地転用の申出書により申出を行い、同年10月26日付けで「申出

書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。」「申出書に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。」を条件にいわき市農業委員会から承認を得た。

## イ 搬入工事の概要

走熊地内の休耕地への建設発生土の搬入は、以下の工事の一部として施工し、令和2年11月14日に搬入開始、同年12月23日に搬入完了となった。

工事番号・名称 第20-41380-0112号  
河川災害復旧助成工事（掘削工）  
工事場所 夏井川筋 いわき市平鎌田字岸地内外  
工 期 着工 令和2年6月15日  
完成 令和3年3月31日  
工事概要 施工延長 L=970.0m  
掘削工 V=35,312.3 m<sup>3</sup>  
(内走熊地内への建設発生土搬入量 V=11,624.4 m<sup>3</sup>)  
伐木工 A=1,947.5 m<sup>2</sup>  
工事請負費 209,764,500円  
(内走熊地内への建設発生土運搬、  
整地に係る工事請負費 48,035,900円)  
支出負担行為年月日 令和2年6月15日  
支出命令年月日 令和3年4月7日  
支払年月日 令和3年4月27日

## ウ 地域住民への対応状況等

(ア) 令和2年10月9日、いわき建設事務所は走熊地区長と区役員3名に対し建設発生土の搬入場所となる現地にて建設発生土の搬入範囲、搬入経路、盛土の高さ、雨水表面排水の方法、交通誘導員の配置などについて説明をした。また、工事概要についての地域住民への周知については、区長等と相談し、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から説明会は開催せず、近隣世帯には区の回覧板により工事概要を記載したちらしを回覧、さらに、近隣の幼稚園、小学校の保護者に対しては園と学校を通じて周知を依頼した。区の

回覧板は請求人宅には回らないことになっていたが、いわき建設事務所ではその事実までは把握していなかった。

- (イ) 区回覧板による周知に加えて、施工業者は工事概要を記載したちらしを持って近隣世帯を訪問したが、請求人宅は訪問時不在であったため手交できず、その後も訪問はしていない。

### (3) 追加盛土と請求人宅への土砂流出について

ア 令和2年11月下旬、地権者の1人が施工業者に建設発生土の追加盛土を依頼し、施工業者はいわき建設事務所の了解を得ずに請求人宅の敷地側の受入地の一部に追加盛土を行った。いわき建設事務所では同年12月下旬に請求人からの連絡によりその事実を把握したが、当時、緊急に対応すべき夏井川、好間川の狭窄部の伐木・掘削工事14か所の工事監理と残土受入地の確保に奔走していた状況にあったため、追加盛土に対して有効な対策が講じられずにいた。

イ 令和3年2月13日には福島県沖を震源とする震度5弱の地震発生、同月15日には小名浜地区で2時間50mmの大雨となったが、大雨当日、請求人よりいわき建設事務所に、搬入した土砂が請求人宅の敷地内に流入したという連絡があり、担当職員2名が謝罪と現地確認のため請求人宅を訪問、翌日の同月16日には担当課長が、その翌日の同月17日には担当部長が謝罪のため請求人宅を訪問した。

なお、同年3月2日には大雨の予報があったことから、土砂流出対策の応急処理として請求人宅から2m程度土砂を撤去した。

### (4) 走熊地内から上荒川公園への建設発生土の搬出について

#### ア 経緯

(ア) 走熊地内への建設発生土の搬入工事完了後、周辺住民から搬入した建設発生土の中に混入しているごみの撤去や飛砂対策への要望、放射線への懸念が示されたため、いわき建設事務所は令和3年3月25日に住民説明会を開催した。住民説明会の開催にあたっていわき建設事務所は、できる限りの対策を提案することで住民の理解を得られるよう努めるが、それでも理解が得られない場合は住民の不安



や更なるリスクの発生、他の公共工事への影響、建設発生土の受入地として上荒川公園が確保できたことなどを総合的に判断し、撤去を提案するという方針を持って臨んだ。約1時間に及ぶ説明会では、混入ごみの撤去、ごみ撤去後の再度盛土、法面の処理、砂の飛散防止策等について提案をし、建設発生土の存置に理解を求めたが、そのときの住民の反応から理解が得られていないと判断したので、事前の方針に基づき搬入した建設発生土を全量撤去することを提案し、地権者も撤去に同意をした。

なお、住民説明会の内容、結果については、事務所内で情報共有がなされている。

- (イ) いわき建設事務所は、令和3年6月14日に2回目の住民説明会を開催し、搬入した建設発生土の撤去工事の内容や撤去時期について説明をした。地権者や住民からは、搬入した建設発生土は残さず搬出することや排水の確保、工事中の安全対策等の要望があった。その際、地権者に対し、全量撤去するにあたっては、多少元地盤の土地もあわせて取らざるを得ないこと、排水については土側溝や土の勾配で調整することは協力できることを説明し、撤去にあたっては元地盤より40～50cm、排水が必要な箇所は70～80cm深堀をした。

- (ウ) いわき建設事務所は、令和3年7月5日に搬入した建設発生土の撤去を開始し、同年11月18日には撤去作業が完了、同年12月3日から10日にかけて地権者5名による現地確認と引き渡しの同意を得た。同年12月13日にはいわき市農業委員会による現地確認が実施され、その結果、農地としての利用に問題のない状態であることが確認され、令和2年10月26日付けで承認を得ていた農地転用に準ずる申出について、令和3年12月16日付けで取消申請を行った。

なお、撤去にあたっては、いわき市農業委員会や県いわき農林事務所、県農業担い手課、東北農政局及びいわき市役所小名浜支所に確認をしながら工事を進めた。

## イ 搬出工事の概要

走熊地内から上荒川公園への建設発生土の搬出は、以下の工事の一部として施工し、令和3年7月5日に撤去開始、同年11月18日には撤去と仕上げ工事完了となった。

工事番号・名称 第20-41380-0354号  
河川（交付（再復））工事（掘削工）  
工事場所 夏井川筋 いわき市平下神谷字沢帯地内  
工 期 着工 令和2年12月28日  
完成 令和4年3月31日  
工事概要 施工延長 L=500.0m  
掘削・運搬・処分 V=27,122.3 m<sup>3</sup>  
伐木工 A=50,799.3 m<sup>2</sup>  
（内走熊地内から上荒川公園への  
建設発生土搬出量 V=12,851.3 m<sup>3</sup>）  
工事請負費 287,908,500 円  
（内走熊地内から上荒川公園への建設発生土運搬、整地に係る  
工事請負費 27,104,000 円（掘削・運搬・整地、植生工一式））  
支出負担行為年月日 令和2年12月28日  
支出命令年月日 令和4年3月28日  
支払年月日 令和4年4月26日

## 2 監査対象機関の説明

監査において、監査対象機関であるいわき建設事務所は、本事案に関して次のような説明及び見解を示した。

### (1) 搬入工事費と搬出工事費の差について

建設発生土の受入地への搬入については、夏井川のいわき市平鎌田地内で土砂を掘削し、走熊地内に運搬し整地、受入地からの搬出については、走熊地内で土砂を掘削し、上荒川公園に運搬し整地をしており、掘削、土砂等運搬、整地等の費用は「福島県土木部土木工事標準積算基準」により積算している。

搬入経費は約4,800万円、搬出経費は約2,700万円であるが、搬入工事と搬出工事で費用に差が生じているのは土砂等運搬の積算条件区分の

ひとつである運搬距離の差によるものである（搬入の運搬距離 11.6 km、搬出の運搬距離 5.0 km）。

なお、請求人に回答した搬出工事費約 1,800 万円は直接工事費のみの数字であった。諸経費を含めると約 2,700 万円であり、積算に間違いはない。

## (2) 建設発生土の受入地の確保等について

ア 建設発生土の受入地の確保について、従来の公共工事で比較的小規模の場合、工事受注者が建設発生土の受入地を確保して建設発生土の処理をするということも可能であるが、約 330 万 $\text{m}^3$ の受入地となると事業者が確保することは難しい。夏井川・好間川災害復旧助成事業については、発注者である県が建設発生土の受入地を確保することで事業を進めている。

イ いわき市や土地所有者の方との調整等があり、夏井川から走熊地内に建設発生土を運び出す令和 2 年 11 月の時点では上荒川公園を建設発生土の受入地として確保できていなかった。走熊地内に搬入後にいわき市から上荒川公園への搬入の了解を得ることができ、令和 3 年 3 月頃から公園内の一部が建設発生土の受入地として使えるようになった。合わせて、その頃には上荒川公園以外にも、市有地、民地、公募による土地など、少しずつ受入地の確保ができてきていたが、走熊地内に搬入した当時は建設発生土の受入地の確保は厳しい状況であった。

ウ 夏井川災害復旧助成事業については、破堤箇所 8 か所の復旧作業の後、再度の災害防止のために 10 か所の狭窄部の伐木・掘削工事を行った。走熊地内へ搬入した建設発生土も狭窄部の工事によるものであるが、一刻も早く破堤の原因となった狭窄部の土砂を取り除かなければならない、そのためには何としても建設発生土の受入地を確保しなければならないというかなり緊急性のある工事を実施していた中で、走熊地内の地権者の方の理解を得て受入地とさせていただいた。

エ 建設発生土の受入地に盛土をするにあたっては、「道路土工盛土工指針」を踏まえ、土地所有者や周辺住民の方との合意を図りながら事業を進めている。上荒川公園についても同指針をもとに盛土をしてい

る。

### (3) 農地転用について

農地に恒久的に建設発生土を搬入する場合は、公共工事の執行者である建設事務所が当該農地の地権者からの委任を受け、農林水産省通知で示されているように農地転用の手続に準じていわき市農業委員会に農地転用の申出書を提出し、承認を得る必要がある。

今回建設発生土を搬入した走熊地内の休耕地は、窪地の耕作放棄地で、ほとんど農地としては使われていないが、「夏場になると草が生えたり、水たまりができてしまったりと、土地を維持管理するためには管理がしづらいので土を盛ってほしい。」との地権者の方からの要望があった。そのため、いわき建設事務所としては地権者の方の同意を得て、いわき市農業委員会に対して必要な手続きを行い、盛土をして令和3年3月末に地権者の方に返還予定であったが、最終的には搬入した建設発生土は撤去したため、農地転用に準ずる申出は取り下げた。

### (4) 地域住民への対応等について

ア 事業を始めるにあたって、まずは区長や役員の方に工事概要について説明をするとともに、地域住民への周知方法について相談をしながら進めてきた。走熊地内への搬入工事については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、住民説明会は開催せず、区の回覧板により周知をすることとし、さらに施工業者がちらしを持参し地域住民への説明を行った。請求人については、区の回覧板が回っておらず、また、施工業者訪問時も不在でちらしの手交ができなかったため、結果的に工事の事前説明がなされない形となった。

イ 新型コロナウイルス感染症対策として換気が推奨されていた状況の中で、周辺住民からは飛砂により窓が開けられないといった声があった。飛砂対策としては水を撒いて抑えることはしていた。飛砂対策については、令和2年11月20日に請求人からも要望があり、シートやフェンスの設置など提案をしたが、理解を得ることはできなかった。

## (5) 追加盛土と請求人宅への土砂流出について

ア 追加盛土については、地権者の1人が施工業者に直接依頼をし、施工業者も地権者の方がそう言うのであればということで盛土をしてしまったものである。地権者の方は追加盛土をすることで自分の平地が広くなるという思いがあったのではないかと推測はしているが、施工業者にも聞き取りをしたが、地権者に言われたからということでしかなかった。本来、施工業者は監督員に相談すべきものであるが、相談がなく追加盛土が行われたことは、多忙な業務がある中で結果的に現地確認が十分でなかったと認識している。

イ 追加盛土された建設発生土については、いわき建設事務所において事実を把握した時点で速やかに撤去すべきであったが、建設発生土の受入場所がなかった。多忙というのは言い訳にはならないが、早く何とかしなければいけないという意識はあったものの、建設発生土の受入場所などの課題があり、有効な対策が講じられないまま結果的に2か月間放置してしまった。その間請求人への説明もしておらず、その後、大雨により請求人宅の敷地内に土砂が流出した。現場監督業務が十分でなかった点については改善すべきと認識している。

なお、走熊地内への搬入工事費については、追加盛土された部分は除外し、最終的な出来形が設計書どおりであることを確認したうえで計上をしている。

ウ 請求人に対しては丁寧に対応してきたつもりであるが、なかなか理解をいただけていない。一刻も早く請求人宅に流出した土砂を撤去すべく請求人にはこれまでも繰り返し原形復旧の申し出をさせていただいているが、応じていただけない状況が続いている。問題解決に向けて丁寧な説明を続けていきたい。

## (6) いわき建設事務所の状況について

ア 令和2年は、夏井川・好間川災害復旧助成事業の採択を受け、総額約305億円の事業として破堤箇所9か所の復旧、狭窄部の伐木・掘削工事14か所の監理、様々な機関との建設発生土の受入調整などを進めていたが、監督員は3、4名しかいない状況であり、夏井川の工事は実質2名の監督員で対応していた。特に、令和元年東日本台風直後は、247か

所の災害査定や事業認可、建設発生土の受入地の確保などの業務により、夏井川・好間川災害復旧助成事業の現場監督がままならない状況にあった。

早期に夏井川の流れを良くしなければならない中で、職員は極めて多忙な状況ではあったが、そのような状況にあってもポイントを抑え、工夫をしながらしっかり監督しなければならなかったと考える。

イ 令和元年東日本台風については、247 か所に及ぶ災害復旧工事を実施しており、その他ふくしま復興再生道路である小名浜道路、国道 399 号、県道小野富岡線の整備、さらには新型コロナウイルス感染症対策における市街地の飲食店に対する時短要請の呼びかけの応援対応など、まさにこれまで経験したことのないような業務量の中で事業を実施していた。特に夏井川関連の工事に関しては住民からの御意見も多く、それらを一つ一つ、決して無視することなく対応してきているが、いわき建設事務所全体として相当な業務量であった。

### 3 判断

#### (1) 搬入工事に係る支出について

請求人は、搬入工事にあたって、地権者への説明や建設発生土の搬入計画、工事中の対策、追加盛土がなされたことに違法又は不当が存在するため、当該搬入工事に係る支出も違法又は不当であり、県に損害を与えているとして、当該工事に係る公金支出の差止め、当該支出を当該工事にかかわった職員 5 名の支払いとすること及び当該職員 5 名に対する厳しい処分を求めていると解される。

搬入工事については、夏井川筋のいわき市平鎌田字岸地内外の「河川災害復旧助成事業（掘削工）（工事番号第 20-41380-0112 号）」の一部として施工され、その支出について、支出負担行為は令和 2 年 6 月 15 日、支出命令は令和 3 年 4 月 7 日、支払日は同年 4 月 27 日である。

法第 242 条第 2 項によれば、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。」と規定されている。

本件監査請求について、法第 242 条第 2 項で規定する「当該行為のあった日」について検討するに、「行為のあった日」をその支出にかかる行為を決定した日とすれば、支出負担行為日であり、令和 2 年 6 月 15 日となる。また、請求人は支払った額を県の損害額としていることから、工事請負費の支払日である令和 3 年 4 月 27 日が「行為の終わった日」となる。

いずれにしても、本件請求書は令和 4 年 6 月 3 日付けで提出されていることから、「行為のあった日又は終わった日」から 1 年を経過して提出されている。

法第 242 条第 2 項ただし書きでは、「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されており、「正当な理由」の有無について最高裁の判決では、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた」と解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。（平成 14 年 9 月 12 日第一小法廷判決）」とされている。

また、住民が相当の注意力をもってする調査について、平成 19 年 2 月 14 日の東京高等裁判所判決では、「マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていけば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものというべきである」と判示している。

請求人は 1 年以上を経過して本件請求に至ったことについて、本件請求の中で法第 242 条第 2 項ただし書に定める正当な理由を示してはおらず、また、開示請求をすれば財務会計上の存在及び内容を知ることができたと解され、請求人に理由の提出を求めるまでもなく、法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由」がないことは明らかであると認められる。

よって、本件請求のうち、搬入工事に係る支出に関する請求は、法第 242 条第 2 項の規定に定める要件を満たしておらず、住民監査請求として不適法であると判断する。

## (2) 搬出工事に係る支出について

請求人は、搬出工事にあたって、走熊地内に搬入した建設発生土について搬入から3か月後に撤去を決定したこと、撤去にあたり元地盤まで深堀をしたこと、搬出先の工事内容、搬入工事費と搬出工事費の差について違法又は不当が存在するため、当該搬出工事に係る支出も違法又は不当であり、県に損害を与えているとして、当該搬出工事に係る公金支出の差止め、当該支出を当該工事にかかわった職員5名の支払いとすること及び当該職員5名に対する厳しい処分を求めていると解される。

ア 走熊地内に搬入した建設発生土について搬入から3か月後に撤去を決定したことについて

走熊地内に搬入した建設発生土は夏井川の狭窄部の伐木・掘削工事によるものであり、早期に流下能力を確保するために緊急性のある工事であった。その工事を円滑に進めるためには工程に合せた建設発生土の運搬は必須であり、建設発生土の受入地の確保が切迫し、極めて厳しい状況において、走熊地内の地権者の理解を得たことにより当該地内に建設発生土を運搬したことは、早期の安全確保と再度の災害防止のための災害復旧助成事業をできる限り計画的に進めるという目的において必要性があり、妥当な工事であった。

一方で、走熊地内からの撤去に関しては、建設発生土の搬入後、周辺住民から土砂の中に混入しているごみや飛砂、放射線への懸念が示され、また、建設発生土の受入地として上荒川公園の確保ができたという状況変化の中で、撤去しないことでの周辺住民への影響、計画中の公共工事への影響、更なるリスク発生の可能性等、組織として総合的な観点から撤去を判断したものである。

建設発生土の搬入、その後の状況変化による全面撤去といった一連の判断の過程において、当時の状況を考慮すれば、職員個人の過失又は恣意的な意図による違法又は不当な行為が加えられた事実は認められず、違法又は不当な事務処理であると認定することはできない。また、それにより県に対する損害の発生も認められない。



#### イ 撤去にあたり元地盤まで深堀をしたことについて

元地盤の深堀については、地権者に土地を返還するにあたり、地権者の要望を受け、搬入した建設発生土の全量撤去と排水確保のために施工したものであり、撤去後は所管するいわき市農業委員会が現地確認をし、農地としての利用に問題がない状態であることを確認している。

撤去にあたっては、関係機関に確認をしながら丁寧に工事を進めており、また、関係機関からは深堀についての違法性、不当性は指摘されていない。

深堀については、原形復旧のための必要な範囲であり、請求人が主張するような違法性、不当性は認められない。

#### ウ 搬出先の工事内容について

搬出先である上荒川公園の盛土については、請求人は請求書において「道路土工盛土工指針」に違反していると述べているが、違法性、不当性について客観的、具体的に摘示してはならず、違法性、不当性を判断するに足る理由や証拠を示しているとは認められない。

なお、搬出工事を施工した「河川（交付（再復））工事（掘削工）（工事番号第 20-41380-0354 号）」の竣工図において「道路土工盛土工指針」で示されている勾配（砂質土 盛土高 5 m 以下 勾配 1:1.5～1:1.8）よりも緩い勾配（1:2.0）となっていることを確認した。

#### エ 搬入工事費と搬出工事費の差について

搬入工事を施工した「河川災害復旧助成工事（掘削工）（工事番号第 20-41380-0112 号）」及び搬出工事を施工した「河川（交付（再復））工事（掘削工）（工事番号第 20-41380-0354 号）」の設計書において、搬入工事については、運搬距離が 11.6 km であることから運搬距離の条件区分は「14.0 km 以下」、搬出工事については、運搬距離が 5.0 km であることから条件区分は「5.0 km 以下」により積算がなされ、結果、搬入経費は約 4,800 万円、搬出経費は約 2,700 万円であることを確認した。よって、搬入工事費と搬出工事費の差について、監査対象機関の説明は特段不合理とは認められない。

オ その他、請求人は工事の目的等に疑問を呈しているが、それは、請求人個人の主張や見解を述べたものに過ぎないから、住民監査請求の対象とならない。

よって、本件請求のうち、搬出工事に係る支出に関する請求は、法第242条第1項にいう違法又は不当な公金の支出に該当せず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

## 第6 結論

本件請求については、令和4年8月3日、監査委員の合議により次のとおり決定した。

- 1 搬入工事に係る支出に関する請求については、住民監査請求の要件を欠き不適法であることから、これを却下する。
- 2 搬出工事に係る支出に関する請求については、請求に理由がないと認められることから、これを棄却する。

## 第7 意見

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

令和元年東日本台風がもたらした甚大な災害からの早期復旧に向け、いわき建設事務所においては、事業費約 305 億円の夏井川・好間川災害復旧助成事業をはじめとした 247 か所に及ぶ災害復旧工事の実施など、これまでになく業務量が膨大となっている。特に、夏井川・好間川災害復旧助成事業については、令和 5 年度までの 5 年間という限られた事業期間において、事業の円滑な実施に向けて約 330 万 m<sup>3</sup>の建設発生土の受入地の確保などの課題に対処すべく、本件監査の過程においては、一人ひとりの職員がそれぞれの役割を果たすべく、懸命に取り組んでいる状況が伺えた。

そのような状況にあったとはいえ、請求人に対して、工事に関する事前の周知が結果的になされなかったこと、追加盛土後に速やかな対応がなされなかったことについては、公共工事の発注者として丁寧さを欠いていたと言わざるを得ず、請求人に不信感を抱かせたことは事実である。

土木部職員の行動基準である「土木部スタンダード」（平成 20 年度土木部策定、令和 4 年 1 月 31 日改正）を踏まえ、より一層県民の視点に立った丁寧で分かりやすい説明と情報発信に努めながら、激甚化、頻発化している災害に備えるため、引き続き防災・減災、国土強靱化、いわき地域の安全で安心な基盤づくりに尽力されたい。